

令和8年4月より継続給付初回申請は預かりとなります。

平素より雇用保険の適正な運用にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和8年4月1日より継続給付に関する初回申請の取扱いが変更となります。

■ 対象となる継続給付

- 出生時育児休業給付金（産後パパ育休）
- 育児休業給付金
- 出生後休業支援給付金
- 育児時短就業給付金
- 介護休業給付金
- 高年齢雇用継続給付金

■ 変更内容

【現行】

窓口受理后、当日返却

【令和8年4月1日以降】

窓口受理后、書類一式をお預かりし、処理後に郵送で返却

■ 運用開始日

令和8年4月1日受理分から

■ 変更の理由

制度改正に伴い、初回申請における誤申請や書類不備が増加し、確認作業に多くの時間を要する状況となっております。

これにより、窓口での確認業務の負担が大きくなり、待ち時間が長くなる事例が発生しています。

このため、初回申請については書類をお預かりしたうえで内容確認を行う運用に変更し、申請者の皆様の待ち時間の短縮と、より正確な事務処理を図ることとしました。